

優越的地位の濫用に対する公正取引委員会の取組

取引上優越した地位にある事業者が、その地位を利用し正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に対して不利益を与える行為を行うことは、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

公正な取引
ルールの整備

違反行為への厳正
かつ迅速な対処

小売業における公正な納入取引の確保

大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を効果的に規制するため、新たに「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」(大規模小売業告示)を制定(百貨店業に係る特殊指定は廃止)(平成17年11月から施行)。

サービス分野における下請取引の公正化

下請法の改正により、ソフトウェア、テレビ番組等の情報成果物の作成委託及び 運送、ビルメンテナンス等の役務の提供委託に係る下請取引を下請法の対象に追加(平成16年4月から施行)。

アニメーション産業の構造、取引実態及び取引慣行について調査を行い、独占禁止法(優越的地位の濫用等)及び下請法上の考え方を明確化(平成21年1月公表)。

荷主による不当行為の排除

下請法の規制対象とならない、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用行為を効果的に規制するため、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」(物流特殊指定)を制定(平成16年4月から施行)。

違反事件の処理

平成13年度以降、優越的地位の濫用として17件の法的措置及び4件の警告・公表(平成21年12月末現在)。

- ・ フランチャイズ・チェーン本部に対する排除措置命令(平成21年6月)

廃棄された商品の原価相当額全額が加盟者の負担となる仕組みの下で、デイリー商品に係る見切り販売を行おうとし、又は行っている加盟者に対し、見切り販売の取りやめを余儀なくさせている。

- ・ 家具量販店に対する排除措置命令(平成21年6月)

納入業者に対し、店舗の閉店又は改装に際して販売しないこととした商品を返品し、また、定番商品から外れた又は売れ残ることが見込まれた商品について割引販売を行うこととし、それに伴う自社の利益の減少に対処するために必要な額を当該商品の納入価格から値引きをさせ、さらに、店舗の開店、改装又は閉店に際し、その従業員等に商品の搬入、陳列等を行わせている。

- ・ 百貨店に対する排除措置命令(平成21年3月)

納入業者に対し、販売企画の実施に際して商品の購入及び当該納入業者の納入する商品以外の商品の販売業務を強要し、また、絵画の展示会で販売する絵画の購入を強要し、さらに、セールに際してダイレクトメールの配布作業を行わせていた。

- ・ 大型家電量販店に対する排除措置命令(平成20年6月)

納入業者に対し、店舗の新規オープン等に際して自社の業務のための商品の陳列、補充、接客等の作業を行わせるために、また、商品を「展示処分品」と称して販売するために必要な設定の初期化等の作業のために、従業員等の派遣の強要を行っていた。

下請代金支払遅延等防止法（下請法）の概要

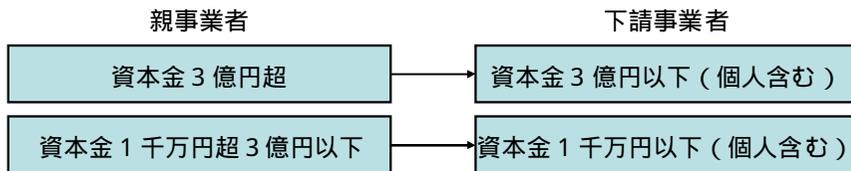
下請法は、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を図るため、下請代金の支払遅延、受領拒否等の親事業者の不当な行為を禁止している。

1 目的（第1条）

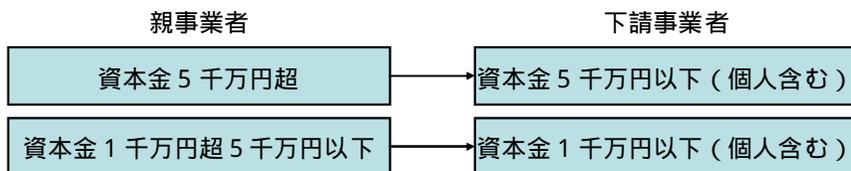
下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

(1) 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成，運送，物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）



(2) 情報成果物作成・役務提供委託（プログラム作成，運送，物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く）



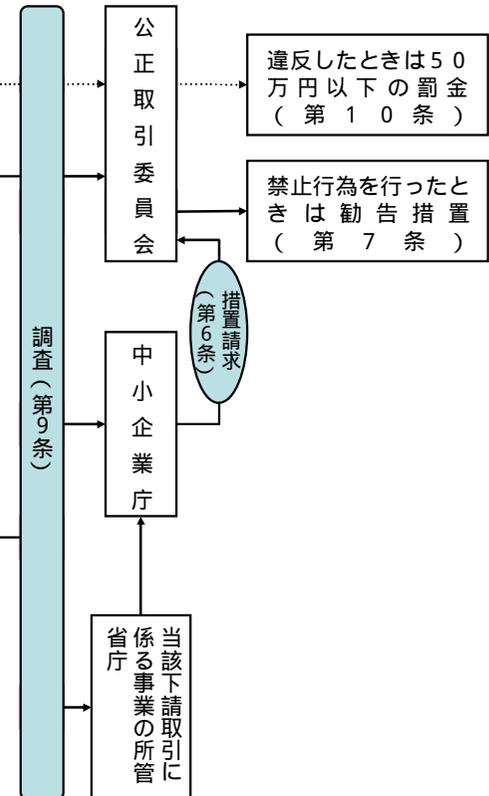
3 親事業者の義務及び禁止行為並びに調査権及び排除措置

(1) 義務

- ア 注文書の交付義務（第3条）
- イ 書類作成・保存義務（第5条）
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- エ 遅延利息支払義務（第4条の2）

(2) 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- エ 返品禁止（第4条第1項第4号）
- オ 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- サ 不当なやり直し等の禁止（第4条第2項第4号）

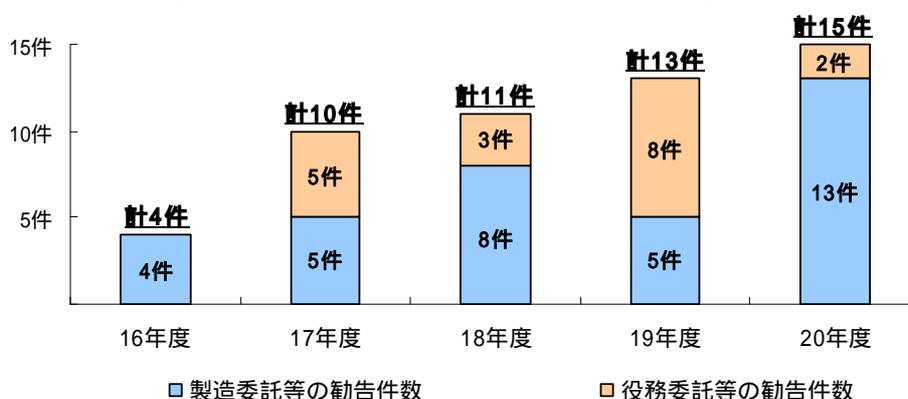


平成20年度における下請法の運用状況

1 下請法違反行為に対する勧告

- (1) 平成20年度に勧告を行った件数は15件〔平成16年4月の改正下請法施行以降最多。〕
- (2) 15件のうち14件は下請代金の減額事件、残る1件は購入強制事件〔購入強制事案については、初の勧告。〕
- (3) 15件のうち、製造委託及び修理委託（以下「製造委託等」という。）における勧告は13件〔平成16年4月の改正下請法施行以降最多。〕、情報成果物作成委託及び役務提供委託（以下「役務委託等」という。）における勧告は2件。

【勧告件数の推移（平成16年4月の改正下請法施行以降）】



（参考）中小企業庁長官からの措置請求に基づき必要な調査を行い、勧告した事案
平成19年度1件、平成20年度4件

2 下請代金の減額分の返還及び下請代金の支払遅延利息の支払状況

- (1) 下請代金の減額事件においては、下請事業者2,022名に対し、総額29億5133万円の減額分が返還された（前年度における減額分返還の年度総額は10億8804万円。）〔減額分返還の年度総額は、平成16年4月の改正下請法施行以降最多。〕

返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額
50社	2,022名	29億5133万円

- (2) 下請代金の支払遅延事件においては、下請事業者1,456名に対し、総額2億3481万円の遅延利息が支払われた（前年度における遅延利息支払の年度総額は7244万円。）〔遅延利息支払の年度総額は、平成16年4月の改正下請法施行以降最多。〕

支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額
39社	1,456名	2億3481万円

中小事業者取引の適正化に関する最近の取組状況
中小事業者取引公正化推進プログラムの実施状況等について -

平成22年4月13日
公正取引委員会

公正取引委員会は、従前から、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）違反行為に厳正に対処するとともに、違反行為の未然防止の観点から下請法の普及啓発を行うなど、下請取引の適正化に取り組んでいる。

公正取引委員会は、昨今の経済環境において、下請事業者のみならず、広く中小事業者が依然として厳しい対応を迫られている状況にあることから、厳しい経済状況において取引先事業者、特に取引先大企業との間で不当なしわ寄せを受けやすい中小事業者全般について、その取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者取引公正化推進プログラム」を実施することを平成21年11月18日に公表し、平成21年度に次の取組を実施した。

第1 中小事業者の立場に立った相談・広報

1 「公取委による中小事業者のための移動相談会」の実施

下請事業者のみならず、大規模小売業者と取引している納入業者、荷主と取引している物流事業者等の中小事業者からの要望に応じ、当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出張し、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「公取委による中小事業者のための移動相談会」を実施している。平成21年11月以降、全国36か所で当該相談会を実施した。

2 中小事業者専用相談窓口の設置

取引先大企業等から不当なしわ寄せを受けやすい中小事業者からの相談を受け付ける中小事業者専用窓口を本局及び各地方事務所・支所等に設置し、優越的地位の濫用規制及び下請法についての個別相談に対応することとしている。当該相談窓口を通じ、平成21年11月以降、4,764件の相談に対応した。

3 下請法紹介動画配信等の実施

下請法の説明会・相談会等に参加することのできない事業者のために、下請法の概要を紹介する動画を公正取引委員会のホームページ上に掲載し、配信している。

第2 大企業・親事業者のコンプライアンスの推進

1 業種別講習会の実施

これまで独占禁止法違反行為が見られた業種、各種の実態調査で問題が見られた業種に関し、優越的地位の濫用規制及び下請法について業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いること等により説明を行い、一層の法令遵守を促す業種別講習会を実施することとしている。平成21年11月以降、別紙のとおり、合計20回の業種別講習会を実施した。

2 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請の拡充

特に、年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念される。このため、買ったとき、下請代金の減額、下請代金の支払遅延、割引困難な手形（長期手形）の交付等の行為が行われることのないよう、公正取引委員会及び経済産業省は毎年11月に、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、連名の文書をもって要請しているところである。平成21年度においては、その取組を一層強化すべく要請先を例年の約2万名から約3万名（親事業者約29,600社及び関係事業者団体約700団体）に拡充し、平成21年11月20日に要請した。

また、我が国の景気は、持ち直してきているものの、依然として厳しい状況にあり、年度末の金融繁忙期を控え、下請事業者に不当なしわ寄せが生じることが懸念されるところ、弱い立場に置かれている下請事業者が、自ら親事業者に対し、改善を申し入れることは困難な場合が多いことから、上記要請に加えて、平成22年3月11日、662の関係事業者団体に対し、下請法遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書により、再度要請した。

第3 下請取引以外の中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野に係る特別調査

1 大規模小売業者と納入業者との取引に関する書面調査の実施

公正取引委員会は、百貨店、スーパー、ホームセンター等の大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（以下「大規模小売業告示」という。）を指定し、当該取引の公正化を図っているところ、大規模小売業告示の遵守状況及び大規模小売業者と納入業者との取引の実態を把握するため、大規模小売業者350社、納入業者6,000社に対する書面調査を実施した。

2 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査の実施

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を

効果的に規制する観点から、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」(以下「物流特殊指定」という。)を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っているところ、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引の実態を把握するため、荷主8,426社、物流事業者11,621社に対する書面調査を実施した。

第4 違反行為に対する重点的かつ効率的な処理

1 優越的地位濫用事件タスクフォースの設置

優越的地位の濫用に係る情報に接した場合に、その調査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的として、「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、問題事案の審査に当たっている。

2 下請法上の問題の多い業種等への監視の強化

平成21年度の書面調査等に基づいて収集した情報を基に、過去に違反が多くみられた業種など5業種(道路貨物運送業、一般機械器具製造業、自動車小売業、電気機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業)について実地調査の割合を増やし、重点的な調査を実施してきている。

3 勧告事件に係るフォローアップ調査

平成17年度から平成19年度に勧告を行った案件の中から、親事業者の規模、地域性等を勘案して4件の案件を選定した上、勧告後の親事業者による下請法遵守状況についてフォローアップ調査を実施している。

4 下請法違反被疑事実に係る情報収集の取組の拡充

平成21年度においては、下請事業者向け書面調査について、資本金額が大きい親事業者と取引している下請事業者向け発送先を増加させることにより、平成20年度の約16万名から約20万名に増やした。

「業種別講習会」の実施状況

・コンテンツ業界向け

開催日	開催地	募集
平成 22 年 2 月 8 日(月)	東京都	200
平成 22 年 2 月 12 日(金)	東京都	200
平成 22 年 2 月 19 日(金)	大阪市	200

・製造業者向け

開催日	開催地	募集
平成 22 年 3 月 10 日(水)	札幌市	50
平成 22 年 3 月 3 日(水)	仙台市	60
平成 22 年 3 月 1 日(月)	東京都	150
平成 22 年 3 月 12 日(金)	名古屋市	150
平成 22 年 3 月 17 日(水)	大阪市	150
平成 22 年 3 月 26 日(金)	広島市	60
平成 22 年 3 月 5 日(金)	高松市	50
平成 22 年 3 月 30 日(火)	福岡市	100

・物流事業者と取引のある荷主向け

開催日	開催地	募集
平成 22 年 3 月 10 日(水)	札幌市	50
平成 22 年 3 月 3 日(水)	仙台市	60
平成 22 年 3 月 1 日(月)	東京都	150
平成 22 年 3 月 12 日(金)	名古屋市	150
平成 22 年 3 月 17 日(水)	大阪市	150
平成 22 年 3 月 26 日(金)	広島市	60
平成 22 年 3 月 5 日(金)	高松市	50
平成 22 年 3 月 30 日(火)	福岡市	100

・金融業界向け

開催日	開催地	出席者
平成 21 年 11 月 25 日(水)	東京都	15